

## 令和7年度国民健康保険料算定にかかる概念図(特別区全体)

### ●本則(国民健康保険法施行令第29条の7に基づく本来の考え方)

#### ◆基礎分

B 国保事業費納付金(基礎分)			D 特定健診諸費	F 出産諸費・葬祭諸費・保健事業費	G その他条例減免等	
C 国特別調交・都縁入金・波及増・保険者支援制度	E 保険者努力支援制度	X 過年度保険料収納見込	H 賦課総額(※) <B+D+F+G-C-E-X>			H' 未納分

#### ◆後期高齢者支援金分

J 国保事業費納付金(支援金分)			
K 保険者支援制度等	Y 過年度保険料収納見込	L 賦課総額(※) <J-K-Y>	L' 未納分

#### ◆介護納付金分

P 国保事業費納付金(介護分)			
Q 保険者支援制度等	Z 過年度保険料収納見込	R 賦課総額(※) <R-Q-Z>	R' 未納分

※いずれの賦課総額も保険料未収納分(H'・L'・R')は被保険者に負担していただくことを前提としている。  
そのため、これらを標準的な収納率で割戻ししたものが本則の賦課総額となる。

※国保事業費納付金(基礎分)(B)=保険給付費総額(A)×1/2。

Aの保険給付費は東京都が全額負担し、区市町村に保険給付費等交付金として交付する。

### ●特別区(統一保険料方式)

※令和7年度は激変緩和措置(V・U・W)の割合を0.99とした。これにより、令和7年度の措置額(V・U・W)は金額ベースで約31億円となる。また、収納率による割戻しを行わないことによる財源不足相当の約127億円を一般会計から繰り入れ、負担抑制を図る。  
これにより令和7年度の措置額は合計で約158億円となる。

#### ◆基礎分

本来の国保事業費納付金(100%)			
B' 納付金 × 0.01	B 国保事業費納付金(基礎分) × 0.99		D 特定健診諸費
V 区縁入金 (激変緩和)	C 国特別調交・都縁入金・波及増・保険者支援制度	E 保険者努力支援制度	F 出産諸費・葬祭諸費・保健事業費

H 賦課総額  
<B+D+F+G-C-E>

G  
その他条例減免等

H'  
未納分

#### ◆後期高齢者支援金分

本来の国保事業費納付金(100%)			
J' 納付 金 × 0.01	J 国保事業費納付金(支援金分) × 0.99		
U 区縁入金 (激変緩和)	K 保険者支援制度等	L 賦課総額 <J-K>	L' 未納分

#### ◆介護納付金分

本来の国保事業費納付金(100%)			
P' 納 付 金 × 0.01	P 国保事業費納付金(介護分) × 0.99		
W 区縁入金 (激変緩和)	Q 保険者支援制度等	R 賦課総額 <R-Q>	R' 未納分

※いずれの賦課総額も、保険料未納分(H'・L'・R')は発生しないものとし、収納率での割戻しは行わない。  
これにより生じる財源不足は、一般会計から繰り入れ、保険料負担の抑制を図る。